

令和4年度 財政援助団体等監査結果報告

第1 監査の基準

敦賀市監査基準に準拠

第2 監査の種類

地方自治法第199条第7項に基づく財政援助団体等監査
(財政援助及び出資団体監査・指定管理者監査)

第3 監査の執行者

監査委員 安 久 彰
監査委員 中 村 淳
監査委員 和 泉 明

ただし、この監査結果報告の決定について、安久 彰 監査委員は合議に参加できなかった。

第4 監査の対象及び実施日

- 1 財政援助及び出資団体監査

団 体	公益社団法人 敦賀市シルバー人材センター
所管課	産業経済部商工貿易振興課
実施日	令和4年8月3日

- 2 指定管理者監査
 - (1) 敦賀市農産物直売所

指定管理者	企業組合 敦賀マルシェ
所 管 課	産業経済部農林水産振興課
実 施 日	令和4年5月27日
 - (2) 敦賀市福祉総合センター

指定管理者	社会福祉法人 敦賀市社会福祉協議会
所 管 課	福祉保健部地域福祉課
実 施 日	令和4年7月6日

第5 監査の実施内容

財政援助団体等の監査対象に係る出納その他の事務の執行及び所管課の団体に係

る事務の執行が適正に行われているかについて、関係書類の調査を行うとともに、団体及び関係職員から説明を聴取し、監査を実施した。また、指定管理者監査においては、対象施設の管理運営状況について現地調査を併せて実施した。

第6 監査の結果

第1から第5及び後項に記載する各監査の着眼点のとおり監査した限りにおいて、財政援助団体が行った当該財政的援助に係る出納その他の事務の執行及び指定管理者が行った当該施設の管理運営等に係る出納その他の事務の執行並びに所管課の団体等に係る事務の執行については、おおむね適正に行われていると認められた。

監査の結果の詳細は後述のとおりであるが、軽易な事項については口頭にて指導・助言を行ったので、その記述は省略した。

なお、監査結果の区分は次のとおりである。

<監査結果の区分>

勸告	(1) 監査委員が特に措置を講ずる必要があると認めるもの (地方自治法第199条第11項)
指摘事項	(1) 法令、条例、規則等に違反しているもの (2) 著しく不当又は適正を欠くもの
指導事項	(1) 指摘事項にまでは至らないが、適正を欠く事項で是正を必要とするもの (2) 経済性・効率性・有効性の観点から、改善や見直しの検討を求めるもの
業務意見	(1) その他監査の結果に伴う、各業務等に対する監査委員の意見

財政援助及び出資団体監査

1 監査の対象

団 体 公益社団法人 敦賀市シルバー人材センター
監査区分 財政援助（補助金）
所 管 課 産業経済部商工貿易振興課

2 監査の着眼点

【団体に関する事項】

- (1) 事業計画書、予算書及び決算諸表等と所管課へ提出した補助金等の交付申請書、実績報告等は符合するか。
- (2) 補助金等交付申請書の提出及び補助金等の請求、受領は適時に行われているか。
- (3) 事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。また、補助金等が補助等対象事業以外に流用されていないか。
- (4) 補助金等に係る収支の会計処理は適正か。
- (5) 団体の監査役や監事は、独立性が確保され、有効に機能しているか。

【所管課に関する事項】

- (1) 補助金等の財政的援助の決定は法令等に適合しているか。
- (2) 補助金交付要綱等は適正に整備されているか。
- (3) 補助金等の交付目的及び補助等対象事業の内容は明確か。また、公益上の必要性は十分か。
- (4) 補助金等の条件の履行状況、対象事業の内容、対象経費、使途の適正性及び効果等について、実績報告書等により実態が十分に確認されているか。
- (5) 補助金等交付団体への指導・監督は適切に行われているか。

3 監査の結果

【団体に関する事項】

<指導事項>

- (1) 令和3年度末における退職給付引当金の額が、必要額に対し約5割の不足となっている。速やかに適切な対応をとられたい。
- (2) 業務処理システムのリースについて、リース会計基準に則った処理がなされていない。適切に処理するよう検討されたい。
- (3) 現在の事務所に移転後新たに設置した間仕切りについて、本来、建物附属設備として固定資産に計上し減価償却すべきところ、そのような会計処理がなさ

れていない。適切に処理するよう検討されたい。

- (4) 電気料金や水道料金等の経費については、按分計算により事業ごとの金額を算出し、補助対象経費を明確にするよう努められたい。
- (5) 印刷物に関し、会員を募集するパンフレットに係る経費については、公益目的事業会計ではなく法人会計において処理されたい。
- (6) 寄附金の受入れに関しては、指定正味財産または一般正味財産の区分が重要となるので、受入れを想定し寄附者の意図を確認できる書類を用意されたい。

<業務意見>

- (1) 切手受払簿について、氏名記入や押印等により取扱者を明確にすることが望ましい。また、数量等の誤記を訂正する場合には、訂正印を忘れないよう注意されたい。
- (2) 運転記録簿について、時間や発着時のメーターを記入する欄が未記入となっており、記入することが望ましい。
- (3) 現金の取扱いについては、集金体制等を含め、より一層注意を払われたい。
- (4) 災害対応に関し、火災発生等の緊急時における担当を定めた対応マニュアルを作成することが望ましい。

【所管課に関する事項】

<業務意見>

補助金交付は国の交付要綱に則って行っており、敦賀市補助金ガイドラインにおいても個別の要綱を定める必要はないとしているが、より明確で適切な事務を行えるよう、個別の要綱の作成を検討されたい。

指定管理者監査

1 監査の対象

- (1) 敦賀市農産物直売所
指定管理者 企業組合 敦賀マルシェ
所 管 課 産業経済部農林水産振興課
- (2) 敦賀市福祉総合センター
指定管理者 社会福祉法人 敦賀市社会福祉協議会
所 管 課 福祉保健部地域福祉課

2 監査の着眼点

【指定管理者に関する事項】

- (1) 施設は関係法令の定めるところにより適切に管理されているか。
- (2) 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。
- (3) 施設活性化のための努力はなされているか。
- (4) 施設の管理に係る収支会計経理は適正に行われているか。

【所管課に関する事項】

- (1) 指定管理者の指定は、適正・公正に行われているか。
- (2) 管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか。
- (3) 協定書等には、必要事項が適正に記載されているか。
- (4) 管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正に行われているか。
- (5) 業務の履行確認及び指定管理者への指導監督は適切に行われているか。

3 監査の結果

- (1) 敦賀市農産物直売所

【指定管理者に関する事項】

<業務意見>

令和5年10月からの消費税法改正による運営への影響が懸念されるため、会計事務所の指導を受ける等により対処されたい。

【所管課に関する事項】

<指導事項>

ア 指定管理者の行う指定管理業務と自主事業について、明確な根拠に基づき適切に区別するよう努められたい。

イ 市への納付金額の算定に当たっては、正確な区分経理と適切な会計処理がなされているか十分に検討するよう努められたい。

(2) 敦賀市福祉総合センター

【指定管理者に関する事項】

＜指導事項＞

ア 基本協定書において、翌年度の管理運営業務に関する事業計画書及び収支計画書を市に提出し承認を得ることとされているが、正式な書類として提出されていない。提出方法等について所管課に確認し適切に行われたい。

イ 当該施設の設置及び管理に関する条例施行規則では、施設の利用許可後、直ちに利用料金を納入させることとなっている。しかし、数か月間納入がなく、その間に利用者から利用の取消し申請があり、本来行われるべき利用料金の納入と返還という処理がなされず、伝票上での処理のみに終わっている事案が見受けられた。今後は規則に則り適切な処理を行うよう努められたい。

【所管課に関する事項】

＜指導事項＞

ア 基本協定書において、指定管理者に対し翌年度の管理運営業務に関する事業計画書及び収支計画書を提出させることとしているが、正式な書類として提出を受けていない。提出方法等について指定管理者に指示し適切に行われたい。

イ 基本協定書に基づき四半期ごとに管理に係る経費の収支状況報告書を提出させているが、報告内容は四半期ごとの収支の状況がわかるものとはなっていない。指定管理者に対し、四半期ごとに提出させることの趣旨に沿った報告書を作成するよう適切に指示されたい。

ウ 指定管理者が指定管理施設を所在地として法人登記し、指定管理業務以外の本来業務を行っていることに関し、事務所として使用している場所について、行政財産の使用許可又は普通財産として貸付ける等、何らかの手続きを行うよう検討されたい。